

兩宋間の政治空間の變化について

——魏了翁「應詔封事」を手がかりとして——

平 田 茂 樹

問題の所在

一. 宋代の御前會議の特徴

二. 兩宋間における政治空間の變化

結 語

問題の所在

宋代史研究者の立場から、前近代中國社會の變化がどのように起るのかという命題に對し、二つの方向を設定することが出来る。第一はマクロ的な觀點に基づくものであり、政治システムもしくは經濟システムの變化といったシステムに焦點を定める方向である。例えば、マルクス、エンゲルスによる唯物史觀においては、生産關係の變化に基づき世界の社會は古代奴隸制、中世農奴制、近代資本制という同一の發展段階を辿るとされる^①。また、日本の中國史研究會が提唱する「專制國家論」においては秦漢帝國成立から清朝解體まで、廣汎な自營小農民の存在と皇帝に權力を集中する國家體制が一貫して維持され、大きな變化が無かったと主張される^②。この他、日本の學界においては、時代區分論の有力な學說とし

て内藤湖南、宮崎市定兩氏が提唱された「唐宋變革論」が存在している。唐から宋にかけて政治、經濟、社會、文化のあらゆる面において大きな變化があったとする考え方であり、政治においては唐代の貴族政治（皇帝と貴族の協議體）から宋代の君主獨裁政治（高度に發達した中央集權の官僚制に基づき皇帝が最終的な決裁を行う體制）へと移行したとされる。また、近年は「兩宋劃期論」、「宋元明移行論」、「明末清初劃期論」など唐から宋への變化に加えて、北宋から南宋にかけての變化、あるいは宋元明の移行期を経て明末清初の劃期へと展開していくといった幾段階にもわたる時代の變化に目を向けるようになってきている。^③ 何れも政治、經濟といった大きなシステムの變化に着目した考え方である。

筆者が意圖する「政治システム」とは民政、財政、軍政、交通などの諸々の下位システムを包括する統合體であり、假に宋代における「政治システム」の變化を明らかにするという命題を設定した場合、北宋の中央集權的官僚體制の下、「西北邊（軍）——中原の都（政治）——長江下流（財源）」を聯結する廣大な國家物流システムを基軸に展開した「開封システム」と、北中國を奪われた結果、江南の地方政權、別の表現をすれば狭い領域での軍事、政治、經濟の緊密な聯關から成り立つ南宋の「杭州システム」への變化という捉え方を提起することも可能と思われる。^④ 例えば、南宋においては、總領所・都督府・宣撫司・制置司など數路にわたり、地方の軍事、財政を統括した官僚機構が出現し、北宋の路官以上の大きな權力を保持する、いわば分權的な構造が出現する。この問題については主として文書傳達システムの觀點から分析したことがあるので、今回は指摘にとどめ、これ以上は言及しないこととする。^⑤

第二はミクロ的な變化を探究する方向である。短期間においてはマクロ的な政治システムあるいは經濟システムの變化は想定しにくいのが、何らかの變化を見出し、議論することも重要な課題といえる。例えば、政治の變化という問題を考えてみよう。アメリカの政治學者ハロルド・ドワイト・ラスウェル (Harold Dwight Lasswell) は權力の行使される社會關係を政治と呼び、政治を動態的觀點から捉えた場合、それは「誰が、何を、いつ、どのようにして手に入れるのか」にあるとする。これは、政治を具體的な主體、時間、空間、手段といったものの多様な關係からなる、構造的觀點から捉えよう

とする研究姿勢を示している。⁶⁾この觀點に基づき政治の變化を考察する場合、皇帝と官僚間の關係性の變化、あるいは皇帝權力と深く關わる政策決定方式の變化といったものが課題となりうる。

宋代の政策決定方式を考える場合、宰相、執政を中心に政策を立案、審議する場と皇帝がその立案、審議を受け裁決を行う場の二つの政治空間を視野に入れる必要がある。内藤湖南、宮崎市定兩氏が提唱した「君主獨裁政治」論は後者に重心を置いて論じた考え方も言える。それは宮崎の「この様に極めて多面的に官僚に直接接觸するのが宋代以後の天子の特質であり、天子の獨裁權も必然的にそこから發生し完成されたということが出来る」(『宋代官制序説——宋史職官志を如何に讀むべきか——』『宋史職官志索引』同朋舎、一九六三年)と述べる一文に端的に表れている。一方、北宋末頃より絶え間なく專權宰相が出現する現象に目を向け、宋代は宰相權力が強化された時代だとする考え方も存在している。⁷⁾兩者は一見相反する考え方のようにも思われるが、如上の整理が正しければ、「君主獨裁政治」論というのはマクロ的な政治システムの變化に目を向けたものであり、宰相權の強化あるいは專權宰相の絶え間ない出現という現象はどちらかと言えばミクロ的な政治の變化の問題と見ることも可能である。今回の論文においてはミクロ的な政治の變化、具體的には政治空間の變化という觀點から、兩者を整合的に解釋する私見を提示してみたいと思う。

一・宋代の御前會議の特徴

本論文では政治空間の分析に「御前會議」と言う用語を使用する。言うまでもないことであるが、宋代において御前會議という用語は使用されない。當時の用語を用いるのであれば『宋會要輯稿』儀制一に「垂拱殿視朝」という項目が立てられているように、「視朝」という用語が最適と言える。⁸⁾また、筆者はかつて官僚が皇帝の面前で直接意見を申し上げる制度である「對」という用語に着目してこの問題について論じたことがあり(『宋代政治構造試論——對と議を手掛かりとして——』(『東洋史研究』第五二卷第四號、一九九四年)、「對」「議」といった宋代に頻出する用語から解き明かすことも有力な

方法である。

今回、御前會議という用語をわざわざ用いた理由は、皇帝の面前で官僚と皇帝が直接やりとりをする光景が、當時の政治空間の特徴を端的に表していると考えたからである。⁹⁾ 日本で行われた實例として浮かぶものに、聯合軍側の出したポツダム宣言を受諾するか否かの問題について天皇の面前で一九四五年八月九日、八月十四日の二度にわたって御前會議が開かれ、日本はポツダム宣言を受け入れることを決定し、八月十五日に終戦を迎えることとなった會議をあげることができた。¹⁰⁾ 日本語における御前會議とは「明治憲法下で、國家の重大な緊急事件において、天皇出席のもとに、重臣・大臣などが催す會議」（『廣辭苑』第六版、二〇〇八年）と記されている。昭和に開かれた御前會議の回数は天皇が立憲君主という立場にあったため必ずしも多くはなかったが、中國の皇帝専制下における政治においては御前會議が政策決定の重要な役割をなしていたことは言うまでもない。また、皇帝と官僚との直接接觸の機會としては、「視朝」に加えて、「經筵留對」、「翰苑夜對」などの各種の「對」が行われていたことも知られており、こうしたものも含めて、皇帝の面前で官僚と皇帝とが繰り廣げる對話としての廣義の御前會議の問題を検討していくこととしたい。¹¹⁾¹²⁾

宋代の御前會議の特徴について簡単に觸れておく。李攸『宋朝事實』卷三、「聖學」¹³⁾に、

眞宗即位するや、毎旦前殿に御す。中書・樞密院・三司・開封府・審判院及び請對官次を以て奏事す。辰後、宮に入りて食を尚す。少時^{しほちく}して、後殿に出坐し武事を閱す。日中に至り罷む。夜は則ち侍讀・侍講學士に傳して政事を詢問し、或いは夜分に至りて宮に還る。其の後以て常と爲す。

とする史料が残されている。これは後で論ずる「分班奏事」（幾つかのグループに分かれて順次、上奏を行う方式）によるものであり、長官、副長官を一括りとするグループが入れ替わり立ち替わり皇帝の面前に赴き、政治について討議を行う方式である。従って、御前會議の場それ自体に限れば、「百官起居」などのような皇帝の面前に百官が居竝ぶ光景を想像することはできない。また、班數については、北宋前半は「五班」、後半からは「二班」となり、次第に宰執を中心とした官

僚層が皇帝との「對」を行える機會は限定されていく。また「對」の頻度からすれば(1)宰執(百官の長として必ず「五班」「二班」の枠内に入ると共に、他の官僚には基本的に與えられない御前會議後、特定の宰執が残り皇帝と意見を交わす「留身獨對」の權限も與えられていた)、(2)尙書六曹あるいは臺諫(尙書六曹は主要部局の責任者として、「宰執」に次ぐ「對」の機會を與えられていた。一方、臺諫は行政府に對し批判を行う「言路」の官として「尙書六曹」に匹敵する「對」の機會を與えられ、(3)侍從あるいは經筵(侍從は「論思獻納」を行うとなつても「公事」という觀點から優先的に「對」を認められる存在であつた)、(4)侍從あるいは經筵(侍從は「論思獻納」を行う皇帝の顧問役として、(1)(2)に次ぐ對の權限を與えられた。その他、經筵終了後、特定の經筵官を残し「對」を行う「經筵留對」や夜分に宿直している翰林學士や經筵官を内殿に呼ぶ「翰苑夜對」なども行われた)、(5)地方大官の「入辭、入見、入謝」(路の長官クラスと重要な州の長官は赴任と歸任の際に「對」の機會を與えられた)及び中央百官の「轉對、輪對」(五日に一度ほど、「内殿起居」の際に「對」の機會を通常得がたい中央百官より一、二名選んで上奏させる制度、といった具合に四つのグループに分けることが可能かと思われる)。

場所について言えば、視朝の場は前殿視朝(垂拱殿)と後殿視朝(崇政殿もしくは延和殿)とに分かれ、まず宰執、尙書六曹といった大臣、主要部局の長官、副長官が前殿において順次、入れ替わり「對」を行う。臺諫たちも優先的に前殿視朝の場での「對」が認められていた。この場は極めてフォーマルな場であり、皇帝も正式な服装「朝服」を着用して官僚と相對する。基本的に「對」が行われる場合、宦官、起居注の官などが遠ざけられ、官僚と皇帝とは秘密裏に議論を展開する⁽¹⁴⁾。唐宋變革の問題として注意しておくべきは、唐代までの「坐而論道」の理念に基づき大臣たちに椅子が與えられ、また「茶湯」が給されるなど、ゆったりとした議論が行われる方式から、宋代以後は官僚が立って議論を行わなければならなくなつたことである。

ただ、前殿視朝の後、内廷に戻り休息を挟んで再開される後殿視朝となると、皇帝はゆったりとした服装に着替え、官僚と相對する。こちらは前殿視朝の場の官僚が引き續き「對」を行うことがある他、それ以外の官僚に「對」の機會が與

えられる。地方官の「入辭、入見、入謝」、中央百官の「轉對、輪對」あるいは官僚の昇進の際に吏部や軍頭司などが官僚を引連れて行く「引對」などが行われる。「轉對、輪對」の際に「閤門司」が引導している様子が史料に残されており、こうした場合は皇帝の身近に擔當官僚が臨席していた可能性がある。また、後殿視朝の他に「經筵留對」、「翰苑夜對」など内殿で行われた「對」の際には椅子が與えられ、また「茶湯」が給されるなど、ゆったりとした形で議論が展開されたとされる。例えば、南宋の孝宗の時期、選德殿が「内引」「夜對」に盛んに利用され、正規の「視朝」の場以上の重要な場となっていたことが指摘されている¹⁵⁾。

この御前會議の問題を考える際に重要な問題として、「分班奏事」から「合班奏事」への變化がある。北宋前半は仁宗朝の時期に對西夏問題をめぐって「合班奏事」が行われた例外を除いて「分班奏事」が基本であったが、元豐官制改革を経て、三省合同の班もしくは三省と樞密院が合同の班で皇帝の前で上奏する「合班奏事」が一般化していく¹⁶⁾。この合班奏事的方式については、以前曾布『曾公遺錄』の史料を用いて解析を試みたことがある¹⁷⁾。詳細は省略するが、おおよそ次のよ

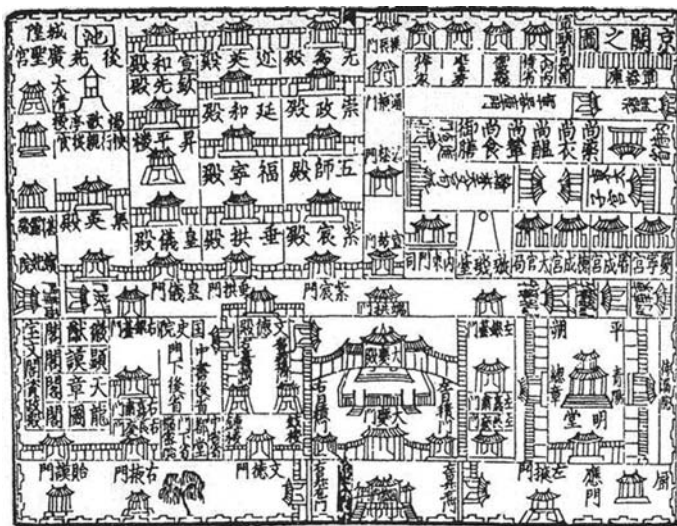


圖1 宋開封宮城圖（元刊本『事林廣記』）

うなやり方が取られる。

御前會議は「同呈」という形で行われる三省と樞密院合同による皇帝との「對」が先ず行われ、その後、「再對」という形で「三省」、「樞密院」單獨の「對」がなされるといふ形式を取る。「同呈」の内容の大半が、邊境の防備、遼・西夏との外交・國防問題、制勘所で行われている裁判、武官の重要人事、屬國に對する官職付與、皇子・皇帝の健康伺い（問皇子、「問聖體」）、垂簾聽政の儀禮、哲宗の葬禮、元祐皇后の復位などの問題であり、基本的に軍政・外交に關わる重要な事柄を中心に「同呈」という形で三省、樞密院の合同による御前會議で議論が行われる。その後の「再對」においては「三省」は行政關係、「樞密院」は軍政、外交を中心に單獨の「對」が實施される。次の史料（『曾公遺錄』卷七、元符二年五月癸卯朔の條）¹⁵によつて、その方式を確認しておく。

垂拱起居、駕を導き文徳に至る。視朝退くや、垂拱にて奏事。「章案、兵を將いて南牟會赴き進築せんことを奏す」を同呈す。制勘所録問官を差せんことを乞う。上旨、葉祖洽を差せよ、と。下以て不可と爲す。上、安惇を差せしめんとす。下云うならく「如此して庶幾。」と。再對す。余云うならく「下如此録問官を擇ぶは、知らず何の意なるや？ 臣嘗て開陳して以謂ならく、序辰の黨眾し。恐るらくは左右營救者多からん。陛下以謂えらく誰か敢えて營救を爲す者なるや？ 臣の言亦不妄に似たり。」と。曹誦軍權を罷めんことを乞うも、允されず。蔡京等劄子もて、親事官を差し譯語を習い祇應せしめんことを乞う。之に従う。環慶の蕃兵喫多通、投漢人を以て西羌に報ず。赦を経て合に原すべきに、特に死に處す。殿帥、魏吉を斷すること不當。開封已に旨を得て罪を放し、閤門に牒して恩を謝す。余以て不當と爲す。上之を然りとし、開封府官に令して罪を放し、殿前令吏は大理に送りて取勘せしむ。退きて以て三省に當に立つべき法を告ぐ。夔、毅然として以て不可となし、ただ罪を放さしむ。

この日は五月一日にあたるため、通常の垂拱殿の視朝に加えて、文徳殿視朝が行われている。垂拱殿視朝の場においては「同呈」という形で邊境防備ならびに制勘所の裁判について三省、樞密院合同による御前會議が開かれ、その後、樞密院

單獨の「再對」の記事が記される。樞密院の長官である曾布は「再對」が終了すると、皇帝と話した内容を「三省」に告げ、議論を行っている。『曾公遺錄』においては御前會議と宰相會議とが聯動して記されているケースが多い。これは御前會議において「同呈」と「再對」という二つのケースが存在していたため、このような形で意見の調整がはかられたと考えられる。この史料においては、宰執間の意見の調整の場所が「都堂」とは記されていないが、恐らく視朝↓都堂での會合↓各役所に戻り執務、というのが一般的であり、宰相・執政間の意見調整が、御前會議を軸として行われていたものと考えられる¹⁹⁾。

如上の『曾公遺錄』の事例に見たような「分班奏事」から「合班奏事」への展開に代表とされる御前會議、もしくは政治空間の變化は北宋から南宋への政治を大きく變動させるものであった。『曾公遺錄』の世界では、章惇、蔡卞、曾布の三者が哲宗を介して争っている様子が映し出されている²⁰⁾。いわば三省を束ねる二人の宰相（章惇、蔡卞）と樞密院の長官（曾布）が皇帝との「對」の機會を巧みに利用しながら權力闘争を展開している。つまり、章惇、蔡卞との對立に象徴されるように、宰執會議においては意見の合意を見ることは難しく、最終的には曾布は「再對」、「留身獨對」を通じて皇帝と直接交渉を行い、自己の意見を主張していった様子が見えてくる。すでに王安石の時代においても同様の傾向が見られたが、さらに徽宗時代以降になると、皇帝と宰相とを繋ぐ「御筆」、「手詔」の制度が発達していくのは、こうした皇帝と個別宰執とのやりとりである「留身獨對」の方法を文書制度化したものと見なすことも可能かと思われる（圖2、²²⁾圖3参照）。

また、熊本崇氏の研究成果によれば、元豐官制改革後の宰相と執政（副宰相）の間には大きな権限の差が生じ、「合班奏事」の場においては宰相の意向が大きく左右するようになったことも指摘されている²³⁾。要するに「合班奏事」は、大きな權力を有する宰相が政治的發言を述べやすい状況を作り出すものであったことを示してくれる。

次章では、理宗が端平元年（一二三四）正月一日に出した「内外大小之臣悉上封事、凡朝政得失中外利病、盡言無隱」

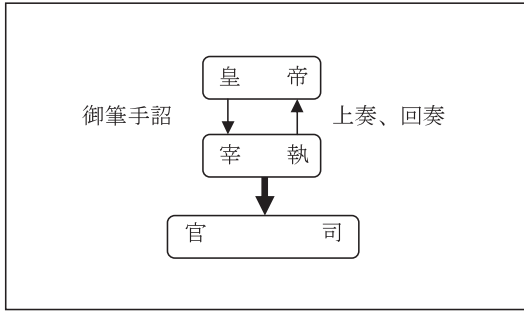
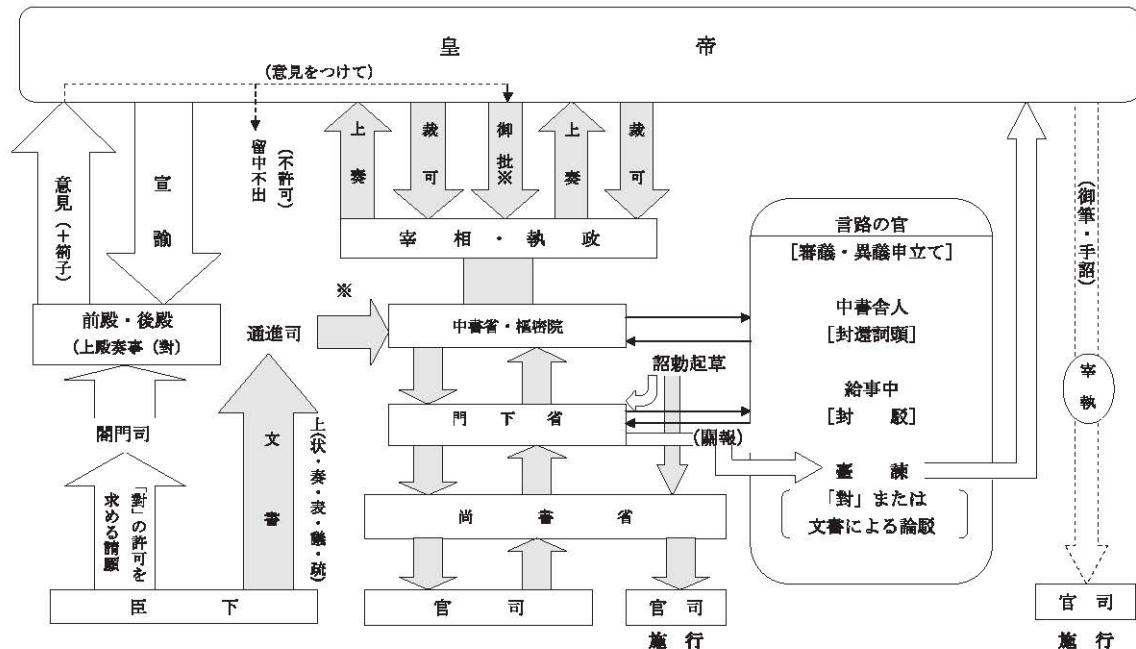


圖 2 御筆手詔のイメージ

の詔に應じて南宋の魏了翁が提出した「應詔封事」⁽²⁴⁾の内容を検討することを通じて、冒頭に掲げた当該問題に對する一つの見解を提示することとする。



※ 通進司を経由する文書および皇帝より意見をつけて下される文書(御批)は次のような流れ (→) で示す) をたどることとなる。

○ ○ 文書 → 中書・門下省 → 尚書省 → 六曹 (尚書省の六つの部局) → 諸案 (六曹に所屬する課) [文書を調べた上、關係官司に調査・問い合わせを命ずる] → 六曹 (原案策定) → 尚書省 → 宰相・執政の廳 (上奏) → 皇帝 (裁可) → 中書省 (詔勅起草) → 門下省 (詔勅審議) → 尚書省 (施行) → 官司

圖3 宋代の文書の流れ

二、兩宋間における政治空間の變化

魏了翁（一一七八～一二三七）、字華父、號鶴山は、四川邛州蒲江の出身である。慶元五年（一一九九）に進士科第三位に合格した後、知漢州、知眉州、知瀘州などとして十七年にわたり四川の地に滞在し、この間、鶴山書院を創建し、理學を廣めた。理宗寶慶元年（一二二五）、朱瑞常の彈劾を受け「靖州居住」の處分を受けるが、史彌遠の死後、政界に復歸し、端明殿學士、同僉書樞密院事、督視京湖軍馬などを歴任した。南宋を代表する文學家、思想家として知られ、『宋元學案』卷八〇には鶴山學案が立てられている。⁽²⁵⁾

魏了翁の「應詔封事」が提出された經緯については、『宋史』卷四七三、魏了翁傳に次のように見えている。⁽²⁶⁾

居ること數月、百廢具舉す。彌遠薨じ、上、庶政を親しくし、華文閣待制に進み、金帶を賜る。其の任に因り、了翁、國家權臣相繼いで、内に國柄を擅^{ほしま}にし、外に風俗を變え、綱常淪斁し、法度墮弛し、貪濁在位し、舉事弊蠹し、滌濯すべからざるを念^{おも}い、遂で詔に應えて上章して十弊を論じ、舊典を復して以て新化を明らかにせんことを乞う。

一に曰く「三省の典を復して以て六卿を重んず」、二に曰く「二府の典を復して以て眾議を集む」、三に曰く「都堂の典を復して以て省府を重んず」、四に曰く「侍從の典を復して以て忠告を來たらしむ」、五に曰く「經筵の典を復して以て聖學を熙^{かか}かす」、六に曰く「臺諫の典を復して以て黜陟を公にす」、七に曰く「制誥の典を復して以て命令を謹む」、八に曰く「聽言の典を復して以て下情を通ず」、九に曰く「三衛の典を復して以て主威を彊くす」、十に曰く「制閫の典を復して以て私意を黜く」と。萬言を疏列し、先に故實を引き、次に時弊を陳べ、利害を分別すること、案なること白黒の若し。上之を讀み感動し、即ちに經筵に之を擧げ成誦せしむ。其の後、舊典皆其の初に復す。

要するに專權宰相史彌遠が死去し、理宗が親政を始めたその機會に、これまでの專權宰相の政治を一新する改革案を提出したというのである。

「應詔封事」によれば、彼の考える政治の大きな流れは次の通りである。⁽²⁷⁾

而して目前の甚だ急とする所の者、先ず祖宗舊典を以て之を言え、大抵始め熙寧に變じ、盡くは元祐に復せず、而して崇、觀以後に大壞し、炎、興の初に收拾し、浸く乾、淳、紹熙の間に備わり、而して又慶元、泰、禧以後に壞る。今陛下始めて政事に親しみ、衆俊を登擯し、弼輔丞疑の選、言語侍從の臣、下百司に逮ぶまで、曠然と丕變す。此時を失して舊典を復せざれば、則ち將に日ごとくに遠く日ごとくに忘れんとす。孰れか望むべきの時爲らんや。

王安石の新政改革（熙寧時代）によつて祖宗の政治體制が變えられ、元祐時代にあらかた復活を見たけれども、新法黨政權下（崇寧、大觀年間）に大きく崩され、南宋初期（建炎、紹興の初め）に再び復活し、孝宗時代（乾道、淳熙、紹熙）に整えられることになるが、また、韓侂胄、史彌遠と言つた專權宰相の時代（慶元、嘉泰、開禧以後）に再び大きく崩れるというのである。こうした歴史の流れにおいて、彼の政治の理想的な姿が元祐時代にあつたことは「應詔封事」の中に⁽²⁸⁾

臣國朝極盛の時を惟う毎に、元祐に過ぐるは莫し。曩者陛下即位の初め、臣嘗て元祐元年一時人物の盛を以て陛下の爲に之を言う。是の時の宰相は則ち司馬光、文彥博、呂公著、政府は則ち呂大防、韓維、劉摯、范純仁、臺諫は蘇轍、孫覺、梁燾、范祖禹、鮮于侁、朱光庭、傅堯俞、呂陶、翰苑は則ち蘇軾、詞掖は則ち范百祿、曾肇、劉攽、蘇轍、經筵講讀官は則ち傅堯俞、韓維、范祖禹、趙彥若、説書は則ち程頤。元年を以て之を例とすれば、蓋し二年以後、大抵皆然り。臣復た悉くは數えず。臣開陳此に至るに、陛下玉音宣諭して云うならく「元祐の人才如此。」と。臣思いて面奏すらく、此今日用人の法、蓋し因りて一司馬光を用いて相と爲せば、便ちに如許人才、類を引きて至ること有り。且つ未だ其の他を聞かず。只如蘇軾の翰苑に在り、程頤の經筵に在り、如此等の類、斷斷易うべからず、と。陛下再三之に頷く。

と見える通りである。⁽²⁹⁾

次に「應詔封事」の各條の中身について見ていくこととする。

まず第一條「一日復三省舊典、以重六卿」では、³⁰⁾

國朝、唐の舊制に沿い、三省を分置し、中書旨を取り、門下審覆し、尙書施行す。凡そ内降文書及び四方章奏の門下中書省に至る者、率ね尙書省に送り、尙書は六曹に下し、六曹は諸案に付し、關會し節目既に備わりたれば、則ち以て尙書省に上り、中書に送りて旨を取り、既に旨を得れば、又以て門下省に送りて審覆し、其の畫可に迫りて、然る後翻録し、尙書省に下し、尙書は復た六曹に下して施行せしむ。三省の體統大抵如此。若し其の迂回を謂えよば、則ち元祐以後の如く中書門下を併せて一と爲すも可也。而るに熙寧宰相王安石は乃ち特に中省檢正を置き、以て三省の官屬の權を分かち、元豊に至りては、又左右司を以て之に代わらしむ。是の端一たび開き、凡ての權は大臣に在れば、則ち宰掾遂に威柄を竊弄するの地と爲る。

と見え、従來は三省六部を中心とする文書處理が行われていたが、王安石の新法改革の頃、「宰掾」(宰相直屬の部局)として中書檢正官、元豊時期に尙書左右司が設置され、文書處理の中核を擔うようになると、六部の權限が弱まったことが述べられる。熊本崇氏の「中書檢正官——王安石政權のにないてたち」(『東洋史研究』第四七卷第一號、一九八八年)、「元豊の御史——宋神宗親政考」(『集刊東洋學』六三、一九九〇年)、「宋執政攷——元豊以前と以後」(『東北大學東洋史論集』一、二〇〇七年)などの一聯の研究においては、王安石ならびに神宗が「宰掾」(宰相直屬の部局)として中書檢正官や尙書都司左右司を媒介として、従來の三省六部體制とは異なる、皇帝—宰相を中心とした政策決定の運営を目指していたことを描き出しており、明らかに王安石の新法改革の前で三省六部體制が變質していったことを見て取ることができる。

第二條「二日復二府舊典、以集衆思」では、³¹⁾

國朝、唐舊制に倣い、三省・密院職を分けて任を授け、各班奏事す。事大なる者有りて、始めて同に進むを得。故に中書進擬有り、密院進擬有り、三省進擬有り、三省・密院同に進擬する有り。(中略)中興官を省くも、猶お五六に至る。秦檜專國するや、則ち兩府の貳各一となる。慶元初、韓侂胄嘗て自から樞密と爲らんと欲するに、或いは告ぐ

るに事權專にならざれば、反て辭名實に居り、則ち統べざる無きに若かざるを以てす。之を久しくして、監惠民藥局夏允中風指に迎合し、王旦・呂夷簡・文彦博の故事を引き、平章軍國事の策を建つ。執政譚然と平らかならずして、此の議中輟す。後數年卒に之を行う。然るに是の時、二府に宰相有り、執政官有る也。嘉定而後に迫びて、相を以て樞を兼ね、又合せて一と爲す。

と見え、御前會議の方式が分班奏事（三省と樞密院がそれぞれに奏事を行う方式）の方式から合班奏事へと變化していくとともに、また宰執の人數が少なくなり、南宋になると宰相が樞密使を兼ねる事例が現れることが述べられる。詳述すれば、御前會議の方式としては、北宋前半は中書、樞密院、三司、開封府、審刑院の長官・副長官が順次、皇帝の面前へ赴き、皇帝に政務を報告する方式がとられている。中書、樞密院の長官、副長官はそのまま宰相、執政を意味するものであるから、北宋三代眞宗頃までは中書、樞密院が別々に奏事を行う「分班奏事」の方式がとられていたこととなる。ところが、仁宗朝頃、邊境の軍事問題に對處するため二府の合同奏事が行われるようになり、元豐官制改革後には「合班奏事」方式が一般化する⁽³²⁾。そして、宰相、執政の人數が減少するとともに、南宋時代、對金、對モンゴルとの戦時という状況の中、宰相が樞密使を兼務するようになり、異なる意見や情報を皇帝に提示する可能性のあった「分班奏事」方式は機能しなくなるのである。

第三の「三曰復都堂舊典、以重省府」⁽³³⁾では、

國朝の盛時、尙書を以て外省と爲し、四方の訟牒を受け、政事堂を禁中に置き、宰執聚會の地と爲す。凡そ有司の公見、府史の呈書、率ね合堂同席し、僉議衆決す。日下數刻を晝し、鐘を鳴らして會食し、馬を排して第に歸す。然るに百年の間、未だ私第を建てずして、猶お民居を僦し、徃徃城に距るに回遠たり。則ち省を出づる後、吏文書を持ち、諸第に走るに、率ね稽遲多く、或いは漏泄に至る。神宗皇帝其の若此を病み、地を關の西南に度りて東西と爲し、二府各四位とす。將に以て事機を嚴謹とする也。而るに牆を連ね眡を接し、警咳相聞こゆれば、則ち權を怙みて私を

營むの相、多く不便を謂う。是を以て私第に偃然とし、同列を恤かえりみず。蔡京以來相承けて皆爾しかり。

と見える。本来、宰執の集議の場所は宮城内の都堂であった。ところが、宰執の住居が離れたところにあり、宮城内より退出後、緊急の用件に對應できなくなるといふ懸念より、神宗時代には東西府が設置され、東西府にて會合がもたれる事態が起こつてきた。さらに、專權宰相蔡京以降は皇帝より賜つた屋敷が政策決定に關わる場所となつてくるのが指摘されており、さらに秦檜、韓侂胄から史彌遠の時代へと経過すると共に、專權宰相は宮城への出勤回数が減るとともに、逆に官吏が宰相宅へ書類を持つて赴く、あるいは宰相宅への謁見者が列をなすということが常態化する。かつて衣川強氏は「杭州臨安府と宰相」（『中國近世の都市と文化』（京都大學人文科學研究所、一九八四年）の中で宰相宅と宮城との距離を以て專權宰相の權力の變化をはかる試みをされた。確かに、最後の專權宰相賈似道は西湖のほとり葛嶺に屋敷を賜つている。以前の秦檜、韓侂胄、史彌遠などはせいぜい太廟周邊に屋敷を置いており、權力と居住空間という問題については細心の注意を拂う必要がある。³⁴

第四の「四日復侍從舊典、以求忠告」では、³⁵

國朝侍從の官、大觀文自り待制に至るまで、一職に非ざる也。而して之に論思獻納を責むるは、其の意則ち同じ。給事・中舎は已に行われたるの令を封駁し、中丞・諫議は言を以て官と爲ること、此れ論を待たず。而して翰林學士・六曹長貳は言責に非ずと雖も、亦未だ嘗て事に因りて言を獻ぜずんばあらざる也。熙寧詔書、從臣の言わざるを責む。司馬光副樞を辭するのとき、亦た曰わく、侍從の臣、事に於いて言うべからざる無し、と。是を以て儲副を立て、官闈を正し、濮園を議し、新法を争ひ、河防を辨じ、邊事を論ずること、侍從の臣延辯して衆決せざる莫し。南渡以後、此風未だ泯びざる也。……慶元二年自り以後、士氣頓索し、喑啞を習成す。一日侂胄唱えて開邊の議を爲すに、惟れ徐邦憲處州自り召還さるるや、兵を彌やむの説を力陳し、朝あしたに奏して暮に黜けらる。臺官徐棟従いて之を抨ち、執政の錢象祖の如きは繼ぐに議論を以てし、信州居住に謫せしめらる。此れ皆臣の目撃する所なり。臣數うるに足らずと

雖も、亦嘗て二臣の先に言う有り。嗚呼、國の大事、此の三人の外、更に一人の言う者無し。……嘉定以來、號して更化と爲すも、此之を監とせず、抑又これより甚だしく、士大夫をして嘲侮し、侍従の臣論思無く、獻納有りと謂う有らしむるに至る。獻納と云う者、其の貨を以て取るを譏る也。

と見える。侍従の定義については『朝野類要』卷二、「侍従」に「翰林學士、給事中、六尚書侍郎是れ也。又中書舍人、左右史次を以て小侍従と謂う。又外に在りて諸閣學士・待制を帯びる者、之を在外侍従と謂う」とあり、その範圍は極めて廣いが、中核を爲すのは皇帝の命令文書の作成、審議に携わる翰林學士、給事中、中書舍人である。この一節の中では侍従が「論思獻納」の職として、北宋の「立儲副」（皇太子擁立・仁宗時代）、「正宮闈」（女性が政治に關與する問題・仁宗時代）、「議濮園」（英宗の實父の尊號問題・英宗時代）、「爭新法、辨河防、論邊事」（新法、黃河の治水、西夏對策の問題・神宗時代）、南宋時代の金との紹興和議並びにその使者受入の典禮問題、紹興から乾道年間における龍大淵・曾觀の孝宗の寵用問題、乾道の張説の任用問題などにおいて侍従が言官と共に諫言を呈したことが述べられる。ところが韓侂胄が實權を握るようになると、當初は多くの官僚が反對の意見を述べたものの、朱子學に對する彈壓が本格化する慶元二年（一一九六）を契機として言論活動が封殺され、金との戰爭を行った「開禧用兵」の際には魏了翁を含めて三名の反對者しかなかったと述べられる。そして理宗朝の時代に入っても「獻納」（賄賂の遣り取り）は行われても「論思」（諫言）はなされないという侍従の官に對する世論の批判が紹介される。要するに、侍従の「論思獻納」の機能が韓侂胄、史彌遠の專權宰相の時代においてほぼ機能不全に陥っていることが述べられるのである。

第五の「五日復經筵舊典、以熙聖學」に、³⁶⁾

國朝經筵之制、國初に啓くと雖も、歲増し月益し、中葉に至りて益ますます備わる。其の資望の當に入るべき、晏殊・富弼・孫奭・范鎮・李淑・宋祁・歐陽脩・司馬光・呂公著・劉敞・蘇軾の如き儔ともがら、此れ贅贊を待たず、亦未だ彈擧を容れず。此外又當世の名儒にして身隠れ秩卑き有れば、則ち其の資歷を問わず、必ず師席以て之を處らしめ、其の致

し難きを憚らず、必ず禮を盡くし以て之を延く。……然るに人主時として自ら政を爲さざること有れば、則ち宰相率素より親狎し信任する所の者を以て其の數に充つ。蓋し講官多く古誼を陳ぶれば、則ち必ず時政を非り、人主多く經史を知れば、則ち必ず小人を踈んずるを慮る。此殆ど仇士良寵を固むるの謀と一軌を出づるが如し。知らず、此等の職事、嘗て學に従事したる者に非ざれば、何ぞ強いて能くすべけんや。……今乃ち殊・弼・脩・光・頤・焯・熹・杖の選に在りては、則ち其の歳を玩び日を愒り、徒らに具文を爲し以て陛下講學の功を誤つ者、従りて知るべし。

と見える。北宋から南宋にかけて身分や名聲が高いものが經筵官に任用されたほか、隱遁したり身分の低いものを積極的に經筵官に登用してきたが、理宗の即位以來、經筵官に値しないものが任用されている現状が述べられる。この中で注意すべきは「然るに」以降の一文である。皇帝が政務に熱心でない折に、宰相が時政批判をおそれて、自分の配下のものを經筵官につけることが述べられる。この部分と次の呂中『皇朝中興大事記』卷一、「正言兼讀書」とを比較してみよう。

人君動息の地、曰わく内朝、曰わく外朝、曰わく經筵の三者而已。(秦) 檜既に内侍及び醫師王繼先と結び上の微旨を内朝に闡う。執政・臺諫皆私人を用いれば、則ち又外朝に彌縫する有り。獨り經筵の地、乃ち人主儒生を親近するの時、其の間に浸潤する所有るを慮る。是に於いて言路を除ずれば、必ず經筵に與り以て人主の動息・講官の進説を窺わしむ。甚だしきは其の子熿を以て侍讀を兼ねしめ、一に以て其の私を行う而已。

南宋の專權宰相秦檜が、部下を外朝に配置し、また宦官や醫師王繼先と結んで内朝の動向を把握し、さらには經筵官に臺諫や自らの息子を配置することによって皇帝の三つの空間を完全に掌握したというのである。經筵官の問題はまた「仇士良固寵愛之謀」の一節が的確に捉えている。唐代の宦官仇士良は仲間のものに「固權寵之術」として次のように述べたという。

癸酉。仇士良左衛上將軍内侍監を以て致仕す。其の黨送りて私第に歸るに、士良教うるに權寵を固むるの術を以て曰わく「天子は閑せしむるべからず。常に宜しく奢靡を以て其の耳目を娛ませ、日ごとに新たに月ごとに盛んに、更に

它事に及ぶ暇無からしむべし。然る後、吾輩以て志を得ん。愼みて之に讀書し、儒生を親近すること勿からしめよ。彼前代の興亡を見れば、心憂懼を知り、則ち吾輩疎斥せられん。」と。其の黨拜謝して去る。

皇帝に絶えず新しい娛樂を提供すると共に、政治のことを考えさせないように讀書をさせず、また儒學の徒を近づけないようにさせよというのである。魏了翁は恐らく彼の生きた時代における經筵官のあり方において、韓侂胄や史彌遠などの專權宰相による仇士良の「固權寵之術」が實際に行われている様子を見て取つたものと思われる。

第六に「六曰復臺諫舊典、以公黜陟」³⁹⁾に、

國朝臺諫官の制、平居未だ嘗て相見せず。事を論ずれば相謀^{はかりごと}を爲さず。長官と雖も、亦關白する無し。故に臺臣の事を論ずるに、諫官以て然りと爲さず、諫官事を論じ、而るに臺臣言わざるを以て罷むる者、時時之有り。靖康間に至りて、李光・馮澥の争、猶此の意を存す。中興以來、臺諫官の居る所、別に六宅と爲すも、合して一門と爲し、以て隣牆往來するを得るは、大いに故典に戻る。蓋し先朝臺諫未だ嘗て交接せざる所以の者は、其の各己^{おのの}が見を盡くさんと欲し、相謀^{はかりごと}を爲さず。秦檜專政して自り、臺諫の除授、悉く密啓に由り、之に風し以て執政を彈擊し其處を補わしむ。總べて臺諫と號し、職分別無し。故に顯かに朋比を爲すも、人以て異と爲さず。……侂胄の秦の轍を踵むこと、一軌を出づるが如し。先帝の初政自り、吳玠と劉德秀共に臺に入り、一薰一蕕、命中自り出で、人已に事勢の異なるを知る。重ねて以て韓氏日ごとに盛んに、德秀を接助し、同時の善類、一網打盡せらる。是由り臺諫皆私人を用い、或は風指を明示し、或は時意に迎合し、公論拂鬱とし、朝綱紛擾す。……其の後凡そ臺諫を除授するに、必ず期に先んじて見を請い、餉るに酒肴を以てし、事を論ずるの時に及びては、又尺簡を以て往復し、先に全藁を繳し、是なれば則ち之に聽^{したか}い、否なれば則ち之を易う。官職の崇卑を次序し、日分の先後を挨拶し、兌易更換すれば、率ね月末に至るも、風者以て怪と爲さず、論者以て恥と爲さず。其後に及ぶや、臺諫人に語るに必ず曰わく、近來の文字、皆是れ府第より付出す、と。臣始め之を疑う。一日李知孝^{しやう}が爲に言いて曰わく、昨ごろ論ずる所の洪咨

夔・胡夢昱、乃ち府第より全文を付出す、と。審まじに諸人の言の如く、則ち又呈藁の外に出づ。故に人臺諫を謂いて鷹犬之に若かずと爲す、と。

と見える。本来、御史臺官と諫官は交流せず、それぞれ別個に「言事」（政事批判）を行う官職であったが、南宋より役宅が一緒となり往來するようになった。また、專權宰相秦檜の時代となると、「密啓」により臺諫の人事を行い、臺諫に敵對する執政の彈劾を行わせるようになった。この風潮は韓侂胄、史彌遠の專權宰相の時代も續いたようであり、臺諫に專權宰相の部下が付けられると共に、彼らの行う上奏文書は府第（專權宰相の役宅）から出されるものであったと述べられる。まさに、臺諫が專權宰相の「鷹犬」以下に成り下がったことが指摘されている。⁴⁰以前「宋代の言路官について」（『史學雜誌』一〇一六、一九九二年）という論文を發表した際に指摘したことであるが、本来、宰執を中心とした行政府に對して言事を行う立場にある臺諫は獨立性を保持するため、宰執の親族並びに推薦者の就任を避けることを原則としていたが、この原則は既に王安石の執政時期頃より次第に崩れていき、宰執と臺諫との間に極めて強い人事關係が発生するようになっていく。南宋の專權宰相の時代は更にこの傾向が強まると共に、臺諫の文書の發信源として宰相の役宅もしくは私宅との關係が強まったことが窺える。

第七として「七日復制詰舊典、以謹命令」⁴¹には、

國朝尙お前代制詰の選に倣い、名號紛紛たること、彈述すべからず。大抵内制の臣、大詔令・外國書進草を許さしむるに自るの外、凡そ冊拜の事、召し入れて面論し、當に奏稟すべき有れば、則ち君臣の間に更相こたはめあひ可否し、旋ち増損を爲し、以て舊制に合す。乘輿行幸すれば、則ち侍從以て顧問に備え、請對有れば則ち隔班せられず、奏有れば則ち事榜子を用い、三省密院に關白すれば、則ち合に諮報を用いて名せざるべし。號して内相と曰う所以の者は、人主と古今を上下し、宣猷出令するを得、其の重きこと蓋し如此。^{かくのことし}外制の臣、六房を分治し、命令を行うを掌り、房に隨いて制に當る。凡そ事に當を失する有れば、以て論奏封駁するを得。毎且省に詣り、紫微閣下に即きて制を草し、宰

執堂を出づるを俟ちて、始めて下直するを得。……故事、百官除授未だ告を受けずして而かる後に職に供すること有らず。贈襚を追命するの制と雖も、亦日を踰えざる也。中興多故自り、始めて告を受くるを俟たずして先次供職の命有り。因循日び久しく、習いて故常と爲り、大いに命官の初意を失う。四十年來に迫びて、則ち事日ごとに益異り、而して其の太要は則ち内制之を先に失し、外制之を後に失し、凡そ皆柄臣に牽制せられ、其の爲を施すを得ず。……近歲に至りて、又前比に非ず、徃徃兩學士各一制を爲り、或は宰相の塗改を経て、其の一を取りて宣布と爲し、其の一を裁ちて答詔と爲し、相承くること既に久しく、人異と爲さず。此内制之を先に失する也。其の外制を爲る者、既に詞頭を得れば、旋ちに假手を營む。臣泰・禧にみる所の者、猶お五日十日の限有り、近歲に至りては、期に愆うこと已に甚だし、凡そ邇別に在りては、猶お半月兼旬に至りて而る後告を受け、外の監司・帥守、則ち已に一考に及びて猶お新除を帶する者有り。

と見える。皇帝の命令文書「制誥」は内制と外制とに分かれる。内制をつかさどる翰林學士は后妃の册立、三省の長官の除拜の際に用いられる册書、軍國の大事や僕射、節度使などの叙任の時に用いられる制書、待制や觀察使などの叙任に用いられる詔書、宗祀や大號令などに用いられる御札などの起草に當たる。皇帝直屬の翰林學士は、上奏の際の「榜子」、三省・樞密院への「諮報」と呼ばれる獨特の文書形式の使用が許されたほか、「内相」と稱されるほど地位も極めて高かった。宰相の拜命や國家の重大事に關わる場合は、皇帝は夜半に内東門小殿にて學士院に當直する翰林學士を呼び出して直接命令を下し、翰林學士は學士院にて起草した文書を内廷に提出する。一方、外制を擔當する中書舍人は内制以外の皇帝の命令文書の起草に當たるが、こちらは宰相に提出することになる。中書舍人は單に宰相の命を受け、皇帝の命令文書を起草するだけでなく、「封還詞頭」と呼ばれる起草を拒否する權限も有していた。これが本來の形であるが、南宋以後、兩制が作成した官告を受ける前に叙任の命令が出される、兩制の區別が無くなる、兩制の文書への專權宰相の關與、あるいは官告がなかなか出されないなどの弊害が生じることとなった。この問題と關わる點を指摘しておく。南宋期、直

學士院あるいは直舍人院という形で他官を帯びる者の兼任が廣く行われるようになり、また定員の減少や缺員の一般化などの現象が起こってくる。この結果、秦檜專權期には「封駁」、「封還詞頭」という行政府に對する異議申し立ての機能も事實上機能しなくなつたとされる。⁽⁴³⁾

第八として「八日復聽言舊典、以通下情」には、⁽⁴⁴⁾

祖宗の盛時、朝を受け事を決するに、或いは日午に至る。其の奏事已に久しきこと有りて、餘班悉くは引するあたわざれば、則ち太官に命じて殿廬に即して食を賜い、或いは輔臣未だ退かざれば、亦食を殿門に賜い、食已めば再坐し、復た餘班を引く。仁宗の初、群臣引對十九班に至るに未だ厭かず。其の後、前殿奏事五班を過ぎず、仍お詔して辰時以前常に一班を留め、以て御史諫官の請對する者を待たしむ。累朝相承け、率ね此の道を用う。……秦・韓柄國せし自り、神氣を視ること奩篋中の物の如く、占吝把握す。惟だ人の言有るを懼れ、日ごとに二班を引すると雖も、猶お隔下すること多く、每朝奏對、率ね辰初に蓋る。⁽⁴⁵⁾號して近侍の官と爲すも、未だ嘗て宴間に侍りて、從容獻納するを獲ず。己が見を陳べんと欲すれば、先ず閣門に白す。經筵講讀の官を以てすと雖も、猶お期に先んじて奏事の⁽⁴⁶⁾有無を問わる。二史直前を聽さると雖も、亦た閣門に關して、乃めて敢えて進對す。其の二班の數に在りし者、則ち又姑らく具文と爲り、以て苟免を求む。職事官或は輪對に當たるも、遷除を以て辭と爲すに非ざれば、必ず疾に託するを以て告に在り。夫の所謂脩德、所謂講學、此れ古者大臣君を格すの要義なるに、今更も相告語⁽⁴⁷⁾けて曰わく「第だ脩德講學と言へば、則ち號して正大と爲し、實に時政を拂すこと無く、第だ上の身を攻めれば、則ち外に訶直を示し、實に時宰に忤うこと無し。」と。嗚呼、士氣の壞るること、一に此に至る。

と見える。宋代の御前會議は最も盛んな時期には午時（午前一一時〜一三時）までにも及び、また仁宗初期には十九班に及ぶことがあつたとされる。仁宗時期に前殿視朝五班、辰時（午前七時〜九時）以前に於いて臺諫のために一班が確保されるところというのが通例となつた。⁽⁴⁸⁾秦檜、韓侂胄の專權期には二班という班數となつた上、時間が辰初（午前七時）までに限定

されたため、後日に回されることが多く、さらに本来「對」の優先的な権利を得ているはずの侍從、經筵官、二史などもまず「閤門司」⁽⁴⁶⁾に申し出る必要があり、さらに「轉對」に当たった職事官は「遷除」(昇進)や「託疾」(病氣)にかこつけて辭退する傾向となつたという。⁽⁴⁷⁾これは專權宰相の政治に逆らうことを避ける氣風が漂つてゐるためであるという。この後段に於いて「太學生伏闕」「登聞鼓院」の問題に言及し、學生の訴えについては聞き入れることもなく、遠方に流されるなどの處分が降されていること、及び「登聞鼓院」に設けられた箱への投書については必ず内容の確認が行われ、時政批判でなくしてはじめて受領されるという狀況が述べられる。⁽⁴⁸⁾

秦檜專權下のことであるが、ほぼ同じような記述が見られる。「輪對」の機會を與えられた者が、病氣にかこつけて「對」を避ける傾向にあつたこと、わずかに大理寺官の「輪對」が多かつたことなどが述べられる。その原因は秦檜が、他の者が皇帝に意見を述べることが嫌つたためだとする。⁽⁴⁹⁾專權宰相下において「對」の機會が縮小され、厳しい統制下に置かれていたことが窺える。

第九として「九日復三衙舊典、以強本朝」⁽⁵⁰⁾に、

國朝三衙の制、藝祖の開基自り、前代を監觀し、腹心の臣を擇び、以て禁旅を掌らしむ。數を爲すこと凡そ十餘萬、強幹弱支、王室を藩とし、京師を重んずる所以の要道也。中葉以降、習いて驕惰を爲し、崇・觀に至りて滋^{いよいよ}甚だし。高俅恩を以て遇せられ、則ち紀律盡く弛み、僅かに三萬人を存するのみ。靖康の禍、京師削弱し、夷狄憑陵すること、蓋し此に基く。中興以來、首めに前轍を^{かたが}監み、既に其の選を嚴にし、又操る所を謹む。艱難多故の時と雖も、辛企宗・王瑗の驕蹇、典刑を廢せず。……大抵慶元以來の用いる所、皆私恩に報い、權勢を固む。嘉定以來の用いる所、皆以て廝役に供し、賄賂を征し、甚だ祖宗重に居りて輕きを御するの意を失す。

と見える。宋代の禁軍の中核を爲す「三衙」の人数が十餘萬から三萬へと減少した上、軍規が弛んでいき、その結果として靖康の變が起こつたとする。ただ、南宋の當初は北宋の失敗を反省し、軍隊を厳選した上、厳しい軍規によって處罰を

行った。ところが韓侂胄専權下においては私恩に報い、權力を固めることにとめるようになり、史彌遠専權下においては宰相の個人的な目的に軍隊を使役し、賄賂が横行したことが述べられる。⁽⁵¹⁾

第十として「十日復制閩舊典、以出私意」に、⁽⁵²⁾

國初首めて唐末五代の弊に創り、牧守を以て藩鎮に易え、詩書を以て干戈に易う。百年の間、閩疆場の虞有りと雖も、絶えて蕭牆の患無く、則ち國勢を以て弱しと雖も、民心搖るがず。蓋し聖祖宗綱常を立て、倫理を厚くし、以て上に本を端し源を澄まし、先正大老もて賢佞を別ち、義利を明らかにし、以て下に經を植え紀を陳ね、聚斂し以て根本を撥せず、黷武し以て戎姦を啓かず。立國の規若此、其の形弱しと雖も、其の本は則ち強し。然れども柄臣爲る者窺かに罅隙を見、必ず和戰二字を挟み以て招權固位の計を爲す。王安石政を得るや、首ぞ富國強兵を以て自任し、是に於いて旁通簿を置き以て上意を悦ばせ、三司使の權を分かち以て朝廷に歸す。府庫既に充つるや、其の醜類を遣わし南征西伐し、人を勞し財を費し、以て空虚の地を奉じ、捷音を張皇し、敗報を掩匿し、以て人主を欺かしめ、卒に之師を失い律を失し、乘輿を震驚せしむ。

と見える。「制閩」(制置使)を中心とした國內邊境防衛の問題について、國家の根本を強くすることを主張する。この根本とは「立綱常」「厚倫理」「別賢佞」「明義利」「植經陳紀」といった表現に代表されるように王安石が行った「富國強兵」策的なものではなく道徳、精神的ないわゆる「文治主義」的な方向であることがわかる。さらに専權宰相は間隙を突いて「講和」「主戰」の両面から權力を固めようと劃策する。前者「講和」の代表が秦檜、史彌遠、後者「主戰」の代表として韓侂胄のやり方が省略した部分に述べられる。ここでは詳しく述べられていないが、『鶴山先生大全文集』卷二〇「乙未秋七月特班奏事」において、「制閩」に十分經驗を積んだ官僚が任用されていないこと、安撫使の權限が弱まり、一部の制置使に權限が集中しているといった問題も指摘されている。

最後にこの十條よりなる「應詔封事」を提出した意圖が述べられるが、その核心部分を爲すのは次の一節である。⁽⁵³⁾

且つ哲宗皇帝元豐八年の春自り、元祐九年の夏に至りて紹聖と改元す。凡そ十年を靜觀し而る後に親政す。臣前に擧ぐる所の元祐人才の盛、其れ實に宣仁聖烈皇后之を爲す也。其の改元自り後、則ち反て前に逮ばす。是の時范祖禹固より嘗て言有りて曰わく「方今の親政、乃ち宋室隆替の本、社稷安危の基、天下治亂の端、生民休戚の始、君子小人進退消長の際、天命人心去就離合の時也。」と。

「應詔封事」の中では一貫して「元祐時代」を最も理想的な政治の時代として捉える。ところが、哲宗が親政を開始し、神宗時代の政治に戻ろうとした結果、すべてが水泡に歸していったことが述べられる。魏了翁は理宗の親政開始に哲宗親政の故事を重ね、親政開始時に范祖禹が哲宗を諫めた言葉を引用する。恐らく理宗に過去の政治の歴史と、理宗自身が體驗した史彌遠專權下の政治の兩者とを見極め、親政開始という現時點において正しい方向を模索して欲しいことを理宗に對して願ったのであろう。

魏了翁の「應詔封事」は『宋史』卷四三七魏了翁傳に「上之を讀み感動し、即ちに經筵において之を擧げて成誦せしむ。其の後、舊典皆其の初に復す。」と記されるものの、實際に實行されたというわけではないと思われる。同傳にはその後「朝に還りて六たび月を閱し、前後二十餘奏、皆當時の急務。上將に引きて以て政を共にせんとするも、而るに忌む者相與に合謀排擯し、朝に安んずるあたわず。執政遂に近臣惟だ了翁を兵を知り國を體すのみと謂い、乃ち端明殿學士、同僉書樞密院事を以て京湖軍馬を督視せしむ。會江・淮督府曾從龍憂畏を以て卒すれば、併せて江・淮を以て了翁に付す。」と記される。中央復歸後行った度重なる上奏は、中央政界の反對勢力のため實施されることなく、外任に出されることとなった。⁵⁴⁾

有効性という點からすると「應詔封事」それ自體は高く評價することはできない。また、南宋にとって西夏、金、モンゴルとの抗争は極めて大きな問題でありながら、「應詔封事」の中では觸れられていない。というのはこの「應詔封事」が提出された端平元年（一二三四）以前に、西夏はモンゴルに滅ぼされ、金も正月にモンゴル軍と南宋軍に挾撃されて滅

んでおり、南宋にとって一時的に對外問題が小休止した時期であったことを忘れてはいけない。實際、魏了翁の文集には「論擇人分四重鎮以備金夏韃事」、「奏論蜀邊墾田事」（嘉定十五年『鶴山先生大全文集』卷一六）、「被召除禮部尙書內引奏事第四劄子、第五劄子」（端平元年十月『鶴山先生大全文集』卷一九）、「乙未秋特班奏事」（端平二年七月『鶴山先生大全文集』卷二〇）、「奏措置江陵府三海八櫃」（端平三年一月『鶴山先生大全文集』卷二八）、「奏外寇未靜二相不成曠天工而違時幾」（端平三年二月『鶴山先生大全文集』二九）、「繳奏奉使復命十事」（端平三年五月『鶴山先生大全文集』卷三〇）など、折々、金、西夏、モンゴルに對する軍事的な發言を見ることが出来る。

なお、「應詔封事」の提出時期を推定すれば、「端平入洛」と稱される中原回復の軍事行動が行われるのが端平元年の五月から八月であり、また同時期出された眞德秀の「應詔封事」が「甲午二月應詔上封事」（『西山先生眞文忠公文集』卷第一三）と「二月」に出されていることからして、恐らく魏了翁の「應詔封事」も二月もしくは三月頃提出されたと考えられる。

従つて、まさに「應詔封事」とは對外勢力との戦闘が一旦収まり、また史彌遠が死去し、理宗が親政を開始したその時に、北宋の元祐時代をモデルとして内政の轉換を建議したものであり、内政という観点からすると實に良く、北宋から南宋の間の變化を捉えた史料であつたと言ふことができる。それは、「應詔封事」の内容が呂中『皇朝中興大事記』などにしばしば引用されるように南宋時代の人にとつても極めて的確な歴史の變化を捉えるものであつたという事實からも窺ふことができる。

結 語

最後に簡単な結論を述べておきたい。「應詔封事」が述べた内容を概括するならば次のように言うこともできよう。魏了翁は北宋の熙寧・元豊期の新法改革を経て、南宋の秦檜、韓侂胄、史彌遠の專權宰相時代への展開を大きな變革期とし

て捉え、特定の宰執あるいは宰執に關わる特定機關への權力集中と、それに對應する形で侍從、臺諫、經筵、制誥、聽言などの諸機能が低下し、皇帝と官僚を繋ぐ體制が弱體化したという形で整理する。言い換えれば、皇帝が關與する空間の縮小が南宋の專權宰相の政治を招いていくのである。第一章で取りあげた「御前會議」の問題はこの問題の核心をよく捉えている。「分班奏事」に代表される、多くの異なる官僚から意見を聴取するやり方から「合班奏事」への展開は、他の官僚を排除し、宰相と皇帝間のパイプ、とりわけ特定の宰相との關係性を強くする方向に向かったと考えられる。丁度、時期を同じくして北宋末から皇帝と宰相間の文書の遣り取りによる政策決定の方法である「御筆手詔」の方法が発達してくる。⁵⁵ 圖2に示したとおり、御筆手詔の方式は従來の三省六部を中心とした文書處理を皇帝、宰相間による決裁方式に變えるものであったのである。

冒頭にて「君主獨裁政治」論と「宰相權力強化」の二説についてその整合的な解釋の可能性を述べたが、本論の分析を通して改めて兩者には大きな齟齬はないと考える。つまり、マクロ的な觀點である政治システムからすれば、「開封システム」から「杭州システム」という下位の政治システムの變化は起こったものの、より上位に位置する「君主獨裁政治」の體制は北宋から南宋を通じて大きな變化はなかった。一方、ミクロな觀點からすれば皇帝と官僚との關係性、あるいは皇帝權力をとりまく政策決定の方式には變化が生じ、「君主獨裁政治」の主要部分を機能不全に陥らせ、專權宰相による權力の壟斷を招くこととなった。以上がこれまでの論争に對する私見であり、政治をより多層的、多面的に捉えていくことが今後の宋代政治史研究に求められると考える。

- (1) その一方、マルクスはアジア社会においては、世界史の發展段階とは異なる「アジア的生產様式」が存在したとも陳べており、こうした考え方がカール・アウグスト・ウィットフォージェル (Karl August Wittfogel) の『オリエンタル・デスポティズム——專制官僚國家の生成と崩壞』(新評論、一九九一年) や中國史研究會の「專制國家論」とつながっていくこととなる。
- (2) 足立啓二『專制國家史論——中國史から世界史へ』(柏書房、一九九八年) 参照。
- (3) 以上の時代區分論については、拙稿「日本宋代政治制度研究述評」(『宋代制度史研究百年(一九〇〇—二〇〇〇)』、商務印書館、二〇〇四年)、「日本宋代政治研究的現状與課題」(『史學月刊』三〇八、二〇〇六年)、岸本美緒『風俗と時代觀 明清史論集Ⅰ』(研文出版、二〇一二年) 参照。
- (4) 宮澤知之『宋代中國の國家と經濟——財政・市場・貨幣——』(創文社、一九八八年) 第一部第一章「北宋の財政と貨幣機構」ならびに長井千秋「中華帝國の財政」(松田孝一編『東アジア經濟史の諸問題』阿吽社、二〇〇〇年) 参照。南宋に於いては鎮江府、建康府、鄂州、利州に總領所が設置されていた。魏了翁「論擇人分四重鎮以備金夏韃事」(『鶴山先生大全文集』卷一六) においても、金、西夏、モンゴルに對峙する邊境の四重鎮(江、淮、襄、蜀)の重要性が述べられている。
- (5) 拙稿「宋代地方政治管見——以劄子、帖、牒、申狀爲線索——」(戴建國主編『唐宋法律史論集』上海辭書出版社、二〇〇七年) ならびに「宋代文書制度研究的一個嘗試——以「關」、「牒」、「諮報」爲線索」(『漢學研究』二七—二、二〇〇九年) 参照。
- (6) 『政治 動態分析』(岩波書店、一九五九年) 参照。なお、ラスウェルの過程論的なとらえ方については宮澤節生「法過程のリアリティ」(信山社、一九九四年) 参照。
- (7) 王瑞來「論宋代相權」(『歷史研究』一九九五年第二號) 参照。
- (8) あるいは中國人學者が用いる「決策」という用語も候補としてあげることができよう。朱瑞熙『中國政治制度通史 第六卷 宋代』(人民出版社、一九九六) の第三章「中央決策體制」では「兩府(或三省和樞密院) 的分班和合班奏事」、「臣僚章奏、臣僚上殿奏事」、「大臣留身奏事」、「臺諫官の本職公事」、「監司和帥司的奏事」、「經筵官的議論」、「士民的上書」などの項目を立てて論じている。
- (9) 日本の研究者の中には、松本保宣「唐王朝の宮城と御前會議——唐代聽政制度の展開」(見洋書房、二〇〇六年) のように御前會議という語を用いる研究者もいる。
- (10) 大江志乃夫『御前會議 昭和天皇十五回の聖斷』(中公新書、一九九一年) 参照。大江氏は第二次世界大戰下に行われた十五回の御前會議を紹介している。

(11) 呂中『宋皇朝大事記講義』卷二「論對章奏」の中に、建隆三年二月、詔百官、每五日內殿轉對、竝須指陳得失、直書其事。

國朝之制、宰輔宣召、侍從論思、經筵留身、翰苑夜對、二史直前、群臣召對、百官轉對、監司郡守見辭、三館封章、小臣特引、臣民投匭、太學生伏闕、外臣附驛、京局發馬遞鋪、蓋無一日而不可對、無一人而不可言也。然太祖詔指陳時政、直言其事、不在廣有牽引。太宗令宰執樞密各述送軍儲至靈武、合發軍糧多少、舉兵深入、合用兵機、何人將領、何人監護、直言其事、信不必文、此皆聽言以實也。今世不忠人主之不求言也、而忠求之而不及用、不忠天下之不敢言也、而忠盡言而無所用、豈非病於議論之繁多歟。太祖太宗聽言以實。

と見える。下線を施したのはすべて「對」の種類であり、皇帝が「視朝」以外に數多く官僚と接觸する機會を有していたことを示してくれる。

(12) この問題についてはあらかた論じ終わっている、ここではこれまでの拙論を整理する形で述べている。詳しくは拙著『宋代政治結構研究』（上海古籍出版社、二〇一〇年）、『宋代政治構造研究』（汲古書院、二〇一二年）参照。

(13) 眞宗即位、毎旦御前殿、中書・樞密院・三司・開封府・審刑院及請對官以次奏事。辰後、入宮尙食、少時、出坐後殿閱武事、至日中罷、夜則傳侍讀・侍講學士詢問政事、或至夜分還宮、其後以爲常。

(14) 「對」の折に皇帝の側近くに宦官、起居注官などの官僚

が存在していたか、また、皇帝と官僚との遣り取りに介在する宦官、女官などが存在していたかといった問題は政策決定過程を考える上で重大な論點となりうる。例えば、日本の江戸幕府においては將軍と老中（中國の宰相に相當）以下の官僚との遣り取りを行う際に「御側御用取次」という官僚が介在し、將軍が政務を行う御座の間での直接的な對話であれ、文書を通しての遣り取りであれ「御側御用取次」を通さなければならなかった。その結果、この役職に就いたものが老中を越える大きな權力を有する現象が出現した。大石愼三郎『將軍と側用人の政治』（講談社、一九九五年）参照。一方、宋代の「對」の史料の中には、官僚が皇帝に對して宦官を遠ざけていたかといと述べている史料もあり、理念的には皇帝と官僚との直接的な遣り取りであったと考えられる。

(15) 王化雨『南宋宮廷の建築布局與君臣奏對・以選德殿爲中心』（『史林』二〇一二年第四期）参照。

(16) 熊本崇「宋元祐三省攷」（『東北大學東洋史論集』九、二〇〇三年）ならびに王化雨「班次分合與政局演變・北宋三省奏事制度考」（『宋都開封與十三世紀中國史・國際學術研討會暨中國宋史第十五屆年會』論文集、二〇一二年）参照。

(17) 拙稿「由《曾公遺錄》所見宋代宰相的政治空間」（『宋史研究論文集』（二〇一〇）、湖北人民出版社、二〇一一年）参照。

(18) 垂拱起居、導駕至文德、視朝退。垂拱奏事。同呈章窠奏、

將兵赴南牟會進築。制勘所乞差錄問官、上旨差葉祖洽、下以爲不可、上令差安惇、下云：「如此庶幾。」再對、余云：「下如此擇錄問官、不知何意？臣嘗開陳、以謂序辰黨眾、恐左右營救者多、陛下以謂誰敢爲營救者、臣言亦似不妥矣。」曹誦乞罷軍權、不允。蔡京等劄子、乞差親事官習譯語祇應。從之。環慶蕃兵喫多通以投漢人報西羌、經赦合原、特處死。殿帥斷魏吉不當、開封已得旨放罪、牒閣門謝恩。余以爲不當、上然之、令開封府官放罪、殿前令吏送大理取勅、退以告三省當立法。變毅然以爲不可止放罪。

(19) 都堂が主たる宰相・執政會議の場所として用いられたほか、『曾公遺錄』の中には「退出内東門、聚丞相廳、議追册太妃、封申王及增崇兩宮、并處中宮事。」(『曾公遺錄』卷九、元符三年正月辛巳條)、「甲寅、以請謚南郊、宿齋於尙書省、聚於左僕射廳、晚與邦直、冲元、穎叔兩相聚。」(『曾公遺錄』卷九、元符三年四月甲寅)のように「丞相廳」、「左僕射廳」での會合に事例を見出すことができる。さらに、宮城から退出した後、宰相・執政は「東西府」に戻ることとなる。この「東西府」においても議論がなされるケースがあったと考えられる。例えば、『曾公遺錄』の中には「晚見冲元、因言」(『曾公遺錄』卷八、元符二年八月丁酉)、「晚見師朴等、皆云」(『曾公遺錄』卷九、元符三年五月癸酉)など、東西府で議論が行われたと思われる記事を見出すことができる。こうした問題については「續資治通鑑長編」卷三五八、元豐八年七月庚戌の條の「三省樞密院言同差除及進呈文字、理須議者、先於都堂聚議、或遇

假及已歸東西府、聽便門往來聚議。從之。」の記事が参考となる。

(20) 哲宗期の政治史については楊小敏『蔡京蔡卞與北宋晚期政局研究』(中國社會科學出版社、二〇一二年)が詳しい分析を行っており、章惇、蔡卞集團の人脈を知ることができ、ただ、政策決定システムについての考察が缺如しており、部下を殆ど有さず、勢力として弱かった曾布がどのような哲宗に働きかけ、影響力を行使し得たかについての考察が不十分である。その一端を明らかにしてくれるのが「同呈」「再對」「獨對」からなる御前會議の仕組みである。「王安石が「留身」を用いて自己の意見を通したことが『呂誨上神宗論王安石姦詐十事』(『宋諸臣奏議』卷一〇九)に見え、新法の政治手法として「留身」が用いられた可能性がある。なお、「留身」は徐度『却掃編』巻中に

唐史載姚崇爲相與張說不協、他日朝、崇曳踵爲有疾狀。帝召問之、因得留語。又蔣仲爲翰林學士、宣宗雅愛信、一日因語合旨、三起三留曰、他日不復獨對卿矣。仲不喻、未幾以本官同平章事、以此言之、則唐宰相不得獨對矣。本朝宰相日同進呈公事、遇欲有所密啓、必先語閣門、使奏知、進呈罷乃獨留、謂之留身、此與唐制頗異。

と見えるように、宰相が個人的に皇帝に申し述べたい場合、閣門司に通じて「密啓」を皇帝に送り、視朝終了後に一人留まり「獨對」を行うことができたことあり、「留身」は個別の宰相が皇帝に働きかける大きな機会を作り出していた。ただ、後になると専權宰相は他の宰相が「留身獨對」を行

うのを嫌い、皇帝に働きかけ、制限を行わせるようになる。

この問題については拙稿「宋代の政治空間…皇帝與臣僚交流方式的變化」(『基調與變奏 七至二十世紀の中國』國立政治大學歷史學系等出版社、二〇〇八年) 参照。

- (22) 圖2は拙著『科擧と官僚制』(山川出版社、一九九七年)に掲載したものに修正を加えたものである。

- (23) 「宋執政攷——元豐以前と以後」(『東北大學東洋史論集』一一、二〇〇七年) 参照。

- (24) 「應詔封事」は魏了翁「鶴山先生大全文集」卷一八に収録されている。版本の中では『四部叢刊』本が比較的良いとされるが、今回は曾棗莊、劉琳主編『全宋文』、上海辭書出版社・安徽教育出版社、二〇〇六年、卷七〇五七、魏了翁五、一一五—一三八頁によった。魏了翁の「應詔封事」の外、同時期に出されたものとして眞德秀「甲午二月應詔上封事」(『西山先生眞文忠公文集』卷第一三) などを確認できる。

- (25) 思想家としての魏了翁については胡昭曦・劉復生・粟品孝『宋代蜀學研究』(巴蜀書社、一九九七年)、文學家としての魏了翁については張文利『魏了翁文學研究』(中華書局、二〇〇八年) 参照。

- (26) 居數月、百廢具舉。彌遠薨、上親庶政、進華文閣待制、賜金帶、因其任。了翁念國家權臣相繼、內擅國柄、外變風俗、綱常淪斁、法度墮弛、貪濁在位、舉事弊蠹、不可滌濯。遂應詔上章論十弊、乞復舊典以彰新化。一曰復三省之典以重六卿、二曰復二府之典以集眾議、三曰復都堂之典以重省

府、四曰復侍從之典以來忠告、五曰復經筵之典以熙聖學、六曰復臺諫之典以公黜陟、七曰復制誥之典以謹命令、八曰復聽言之典以通下情、九曰復三衛之典以彊主威、十曰復制闈之典以黜私意。疏列萬言、先引故實、次陳時弊、分別利害、掣若白黑。上讀之感動、即於經筵舉之成誦。其後、舊典皆復其初。

- (27) 而目前所甚急者、先以祖宗舊典言之、大抵始變於熙寧、不盡復於元祐、而大壞於崇、觀以後、收拾於炎、興之初、浸備於乾、淳、紹熙之間、而又壞於慶元、泰、禧以後、今陛下始親政事、登籟衆俊、弼輔承疑之選、言語侍從之臣、下逮百司、曠然丕變、失此時而不復舊典、則將日遠日忘、孰爲可望之時乎。

- (28) 臣每惟國朝極盛之時、莫過於元祐。曩者陛下即位之初、臣嘗以元祐元年一時人物之盛、爲陛下言之。是時宰相則司馬光、文彥博、呂公著、政府則呂大防、韓維、劉摯、范純仁、臺諫蘇轍、孫覺、梁燾、范祖禹、鮮于侁、朱光庭、傅堯俞、呂陶、翰苑則蘇軾、詞掖則范百祿、曾肇、劉放、蘇轍、經筵講讀官則傅堯俞、韓維、范祖禹、趙彥若、說書則程頤。以元年例之、蓋二年以後、大抵皆然、臣不復悉數、臣開陳至此、陛下玉音宣諭云…「元祐人才如此。」臣思面奏、此今日用人之法、蓋因用一司馬光爲相、便有如許人才引類而至。且未聞其他、只如蘇軾在翰苑、程頤在經筵、如此等類、斷斷不可易、陛下再三頷之。

- (29) 同様な表現は『鶴山先生大全文集』に散見するが、その一例として卷一六「論除授之間公聽竝觀如元祐用人」の一

節「然而所謂元祐諸賢之盛、則非借才於異代也。有作新觀感之實德、有丁寧惻隱之真意、故數月之間、精采頗異乃爾。雖然此特元祐初年也、七八年間、大抵若此。其間調亭既入、雖若稍不逮初、然正論卒勝。世號宣仁爲女主中堯舜、寧不信然。臣愚欲望陛下試取臣言、參稽史冊、內以稟承慈訓、外以申命大臣、自今除授之間、公聽竝觀、如元祐用人、使才器分量無一不當其位、則實意所孚、善類皆爲時而出」と述べる。

(30) 國朝沿唐舊制、分置三省、中書取旨、門下審覆、尙書施行、凡內降文書及四方章奏至門下中書省者、率送尙書省、尙書下六曹、六曹付諸案、關會節目既備、則以上尙書省、送中書取旨、既得旨、又以送門下省審覆、迨其畫可、然後翻錄、下尙書省、尙書復下六曹施行。三省統統大抵如此。若謂其迂回、則如元祐以後併中書門下爲一可也。而熙寧宰相王安石乃特置中省檢正、以分三省官屬之權、至元豐、又以左右司代之。是端一開、凡權在大臣、則宰掾遂爲竊弄威柄之地。

なお、南宋の皇帝や多くの士大夫が仁宗期の「嘉祐」、哲宗期の「元祐」を理想の時代として捉えていたことについては曹家齊「趙宋當朝盛世說之造就及其影響——宋朝「祖宗家法」與「嘉祐之治」新論——」(『中國史研究』二〇〇七年第四期) 参照。

(31) 國朝倣唐舊制、三省密院分職授任、各班奏事、事有大者始得同進。故有中書進擬、有密院進擬、有三省進擬、三省密院同進擬。(中略) 中興省官、猶至五六、秦檜專國、則

兩府之貳各一、慶元初、韓侂胄嘗欲自爲樞密、或告以事權不專、反不若辭名居實、則無不統。久之、監惠民藥局夏允中迎合風指、引王旦・呂夷簡・文彥博故事、建平章軍國事之策、執政譁然不平、此議中輟。後數年卒行之、然是時二府有宰相、有執政官也。迨嘉定而後、以相兼樞、又合而爲一。

(32) 朱瑞熙『中國政治制度通史 第六卷宋史』(人民出版社) 一三四～一三八頁参照。

(33) 國朝盛時、以尙書爲外省、受四方訟牒、置政事堂於禁中、爲宰執聚會之地、凡有司之公見、府史之呈書、率合堂同席、僉議衆決日下畫數刻、鳴鐘會食、排馬歸第。然百年之間、未建私第、猶僦民居、往往距城回遠。則出省之後、吏持文書、走諸第、率多稽遲、或至漏泄。神宗皇帝病其若此、度地于關之西南爲東西、而二府各四位、將以嚴謹事機也。然而連牆接畛、警駭相聞、則怙權營私之相、多謂不便。是以偃然私第、不恤同列、蔡京以來相承皆爾。

(34) 拙稿「宋代的政治空間・皇帝與臣僚交流方式的變化」(『基調與變奏 七至二十世紀的中國』國立政治大學歷史學系等出版社、二〇〇八年) 参照。この條の「貼黃」において、專權宰相宅の前の道觀などが宰相との謁見の待ち合わせ場所となり、賄賂の遣り取りが行われたことが述べられる。さらに史彌遠の時代には母親を弔うために建てた明州の「大慈寺」が、史彌遠が財を築くための場所として利用されたことが述べられる(『臣猶見韓侂胄鼎貴時、以天慶觀爲朝士候謁商賄之地、有三五日不得見者。至於近世、則

道旁之菴寮實爲候謁之地，四明之大慈寺實爲取財之媒，故士稍知廉耻者決不肯造乎其間。」

(35) 國朝侍從之官，自大觀文至待制，非一職也。而責之論思獻納，其意則同。給事·中舍封駁已行之令，中丞·諫議以言爲官，此不待論。而翰林學士·六曹長貳雖非言責，亦未嘗不因事獻言也。熙寧詔書，責從臣之不言。司馬光辭副樞，亦曰侍從之臣於事無不可言。是以立儲副，正宮闈，議濮園，爭新法，辨河防，論邊事，莫非侍從之臣延辯而衆決。南渡以後，此風未泯也。……慶元二年以後，士氣頓索，習成啞啞。一日侂胄唱爲開邊之議，惟徐邦憲自處州召還，力陳彌兵之說，朝奏暮黜。臺官徐柝從而抨之，執政如錢象祖繼以議論謫信州居住，此皆臣所目擊。臣雖不足數，亦嘗有言於二臣之先。嗚呼，國之大事，而此三人之外，更無一人言者。……嘉定以來，號爲更化，不此之監，抑又甚焉。至使士大夫謝悔，有謂侍從之臣無論思，而有獻納，獻納云者，譏其以貨取也。

(36) 國朝經筵之制，雖啓於國初，而歲增月益，至中葉而益備。其資望之當人，如晏殊·富弼·孫奭·范鎮·李淑·宋祁·歐陽脩·司馬光·呂公著·劉敞·蘇軾之儔，此不待贅贊，亦未容殫舉，此外又有當世名儒而身隱秩卑，則不問其資歷，必師席以處之，不憚其難致，必盡禮以延之。……然而人主有時而不自爲政，則宰相率以素所親狎而信任者充其數，蓋慮講官多陳古誼，則必非時政，人主多知經史，則必疏小人。此殆與仇士良固寵之謀如出一軌。不知此等職事，非嘗從事於學者，何可強而能。……今乃在殊·弼·脩·光·頤·

焯·熹·棫之選，則其玩歲愒日，徒爲具文以誤陛下講學之功者，從可知矣。

(37) 人君動息之地，曰內朝，曰外朝，曰經筵三者而已。(秦) 檜既結內侍及醫師王繼先闖上微旨於內朝矣。執政·臺諫皆用私人，則又有彌縫於外朝矣。獨經筵之地，乃人主親近儒生之時，又慮其有所浸潤其間，於是除言路者，必與經筵以察人主之動息·講官之進說，甚而以其子熿兼侍讀，一以行其私而已。

(38) 『資治通鑑』卷二四七，唐武宗會昌三年（八四三年）五月的條。癸酉。仇士良以左衛上將軍內侍監致仕。其黨送歸私第，士良教以固權寵之術曰：「天子不可令閑，常宜以奢靡娛其耳目，使日新月盛，無暇更及它事，然後吾輩可以得志。慎勿使之讀書，親近儒生，彼見前代興亡，心知憂懼，則吾輩疎斥矣。」其黨拜謝而去。

(39) 國朝臺諫官之制，平居未嘗相見，論事不相爲謀，雖於長官，亦無關白，故臺臣論事，諫官不以爲然，諫官論事，而臺臣以不言罷者，時時有之。至靖康間，李光·馮澥之爭，猶存此意。中興以來，臺諫官所居，別爲六宅，而合爲一門，得以隣牆往來，大戾典故。蓋先朝臺諫所以未嘗交接者，欲其各盡己見，不相爲謀。自秦檜專政，臺諫除授，悉由密啓，風之以彈擊執政而補其處，總號臺諫，職分無別，故顯爲朋比，而人不以爲異。……侂胄踵秦之轍，如出一軌。自先帝初政，吳獵與劉德秀同入臺，一薰一蕕，命自中出，人已知事勢之異，重以韓氏日盛，援助德秀，同時善類，一網打盡。由是臺諫皆用私人，或明示風指，或迎合時意，公論拂鬱，

朝綱紛擾。……其後凡除授臺諫、必先期請見、餉以酒肴、及論事之時、又以尺簡徃復、先繳全藁、是則聽之、否則易之。次序官職之崇卑、挨排日分之先後、兌易更換、率至月末、風者不以爲怪、論者不以爲恥。及其後也、臺諫語人必曰、近來文字、皆是府第付出。臣始疑之、一日李知孝爲臣言曰、昨所論洪咨夔・胡夢昱、乃府第付出全文。審如諸人之言、則又出於呈藁之外、故人謂臺諫爲鷹犬之不若。

(40) 南宋の言官の問題については多くの研究成果が出されているが、代表的なものとして劉子健「南宋君主和言官」(『兩宋史研究彙編』、聯經出版、一九八七年)をあげておく。

(41) 國朝尙倣前代制詰之選、名號紛紛、不可殫述。大抵內制之臣、自大詔令・外國書許令進草之外、凡冊拜之事、召入面諭、有當奏稟、則君臣之間更相可否、旋爲增損、以合舊制。乘輿行幸、則侍從以備顧問、有請對則不隔班、有奏則事用榜子、關白三省密院、則合用語報而不名。所以號曰內相者、得與人主上下古今、宣猷出令、其重蓋如此。外制之臣、分治六房、掌行命令、隨房當制。凡事有失當、得以論奏封駁。每旦詣省、即紫微閣下草制、俟宰執出堂、始得下直。……故事、百官除授未有不受告而後供職。雖追命贈襚之制、亦不踰日也。自中興多故、始有不候受告先次供職之命。因循日久、習爲故常、大失命官之初意。迨四十年來、則事日益異、而其大要則內制失之先、外制失之後、凡皆牽制於柄臣、而不得施其爲。……至於近歲、又非前比、徃徃兩學士各爲一制、或經宰相塗改、取其一爲宣布、裁其一爲

答詔、相承既久、而人不爲異。此內制失之先也。其爲外制者、既得詞頭、旋嘗假手、臣所見於泰・禧者、猶有五日十日之限、至於近歲、愆期已甚、凡在邇列、猶至半月兼旬而後受告、外之監司・帥守、則有已及一考而猶帶新除者。

(42) 山本隆義『中國政治制度の研究』第一〇章「宋代」(同朋社、一九六八年) 參照。

(43) 呂中『皇朝中興大事記』卷一「再除給舍」參照。

(44) 祖宗盛時、受朝決事、或至日午。其有奏事已久、餘班不能悉引、則命太官即殿廡賜食、或輔臣未退、亦賜食殿門、食已再坐、復引餘班。仁宗之初、群臣引對至十九班而未厭。其後前殿奏事不過五班、仍詔辰時以前常留一班、以待御史諫官之請對者、累朝相承、率用此道。……自秦・韓柄國、視神氣如奩篋中物、占吝把握、惟懼人之有言、雖日引二班、猶多隔下、每朝奏對、率盡辰初。號爲近侍之官、未嘗獲侍宴間、從容獻納、欲陳己見、先白閣門。雖以經筵講讀之官、猶先期間有無奏事。二史雖聽直前、亦闕閣門、乃敢進對。其在二班之數者、則又姑爲具文、以求苟免。職事官或當輪對、非以遷除爲辭、必以託疾在告。夫所謂脩德、所謂講學、此古者大臣格君之要義、今更相告語曰、第言脩德講學、則號爲正大、實無拂於時政、第攻上身、則外示訐直、實無忤於時宰。嗚呼、士氣之壞、一至於此。

(45) 仁宗朝に「五班」となったことについては拙稿「宋代の政策決定システム——對と議——」(『宋代政治構造研究』、汲古書院、二〇一二年) 參照。

(46) 南宋の「閣門司」の官僚が皇帝と官僚間の文書の遣り取

りに介在する形で大きな力を有したことにについては藤本猛「武臣の清要——南宋孝宗朝の政治状況と閹門舍人」（『東洋史研究』第六三卷第一號、二〇〇四年）参照。

(47) 理宗が即位した直後の寶慶元年（一二二五）四月に出された「直前奏六未諭及邪正二論」（鶴山先生大全文集）卷十七）においても同様なことが述べられる。この中では寧宗末から理宗即位直後の御前會議の様子が端的に示される。

「嘗詔侍從、兩省、臺諫、卿監、郎官、日輪一員面對。意雖甚美、然踐祚纍月、方聞詔旨。詔旨至今、又數月矣、而對者僅及十餘。蓋由一句之間、雙日不坐、御殿之日、止引一班、故對羣臣之時稀踈寥闊。若謂恭嘿不言、則便朝講殿、固如平日。奚獨於求言聽言而用其簡也？祖宗盛時、受朝決事、或至日中、不遑暇食、退食之後、再坐引對、或當假傘、猶御便殿、或引至四五班、不以為憚。臣侍先帝殿坳幾一年、是時將倦于勤、猶日御前後殿、班引至再、和顏屈己、靡有厭敷、此陛下之所親見也。今始初清明、顧在廷百執事且不得數望下風、則凡見辭奏事封章扣軛更無由至前。」

(48) 「貼黃」部分では「集議」のことが問題とされ、集議は官僚が意見を出し合う場ではなく、專權宰相の意向をそのまま受ける場となっていたことが述べられる。

(49) 呂中『皇朝中興大事記』卷二「復令百官輪對」参照。

(50) 國朝三衙之制、自藝祖開基、監觀前代、擇腹心之臣、以掌禁旅、爲數凡十餘萬、所以強幹弱支、藩王室、重京師之要道也。中葉以降、習爲驕惰、至崇・觀而滋甚。高俅以恩被遇、則紀律盡弛、僅存三萬人。靖康之禍、京師削弱、夷

狄憑陵、蓋基於此。中興以來、首監前轍、既嚴其選、又謹所操。雖艱難多故之時、而辛企宗・王瑗之驕蹇、不廢典刑。……大抵慶元以來之所用、皆報私恩、固權勢。嘉定以來之所用、皆以供廩役、征賄賂、甚失祖宗居重御輕之意。

(51) 魏了翁『鶴山先生大全文集』卷一九「被召除授禮部尚書內引奏事第五劄」においては三衙の兵の減少に加えて、都から周邊、さらには前線への配置によって都の防備が空洞化していたことが指摘される。

(52) 國初首創唐末五代之弊、以牧守易藩鎮、以詩書易干戈。百年之間、雖閒有疆場之虞、而絕無蕭牆之患、則以國勢雖弱、而民心不搖、蓋聖祖宗立綱常、厚倫理、以端本澄源於上、先正大老別賢佞、明義利、以植經陳紀於下、不聚斂以撥根本、不黷武以啓戎茲。立國之規若此、其形雖弱、其本則強。然而爲柄臣者窺見罅隙、必挾和戰二字以爲招權固位之計。王安石得政、首以富國強兵自任、於是置旁通簿以悅上意、分三司使權以歸朝廷。府庫既充、遣其醜類南征西伐、勞人費財、以奉空虛之地、張皇捷音、掩匿敗報、以欺人主、卒之喪師失律、震驚乘輿。

(53) 且哲宗皇帝自元豐八年之春、至元祐九年之夏改元紹聖、凡靜觀十年而後親政。臣前所舉元祐人才之盛、其實宣仁聖烈皇后之爲也。其自改元而後、則反不逮前。是時范祖禹固嘗有言、曰「方今親政、乃宋室隆替之本、社稷安危之基、天下治亂之端、生民休戚之始、君子小人進退消長之際、天命人心去就離合之時也。」

(54) 『鶴山先生大全文集』卷一九「被召除授禮部尚書內引奏

事第二節」卷二〇「奏乞收回保全故相史彌遠御筆」、「奏乞將趙汝愚配饗寧宗廟廷第一節」においては理宗親政開始において任用された二人の宰相喬行簡と鄭清之の二つの勢力が互いに争い、また故相史彌遠の勢力が依然として強く残っていることがたびたび述べられる。

(55)

御筆手詔の問題についての私見は拙稿「宋代的政治空間・皇帝與臣僚交流方式的變化」(『基調與變奏 七至二十世紀的中國』國立政治大學歷史學系等出版社、二〇〇八年)参照。また、徳永洋介氏は「宋代の御筆手詔」(『東洋

史研究』第五七卷第三號、一九九八年)の中で、御筆手詔が、その後の北宋末から南宋時代にかけて宋代の文書システムの根幹となっていくことを明らかにした。そして、この制度について「御筆制度もこの例に漏れず現れたもので、宰相と入念に諮って裁斷を下す原則は維持しながらも、皇帝が六部以下の行政機關を直接指導する體制に先鞭を付け、明代の内閣や司禮掌印太監に繋がる幾多の側面での先驅的な役割を果たした意義は看過できない」と述べ、明代の内閣の票擬システムの先鞭をなしたものと位置づける。

In addition to the above considerations, I analyzed the reason why war would be started and ended through ritual procedures rather than those of law, even though the warfare was closely related to legitimate violence. The right of command in the battlefield was not vested in the ruler himself. Military force was to be authorized by the spirits of the previous rulers, the gods of the localities, and Heaven. Therefore, the reigning ruler needed to perform the rituals in order to confirm and emphasize his direct ties with those supernatural forces.

**CHANGES IN POLITICAL SPACE DURING THE NORTHERN AND
SOUTHERN SONG DYNASTIES, USING THE *YINGZHAOFENGSHI*
應詔封事 OF WEI LIAOWENG 魏了翁 AS A CLUE**

HIRATA Shigeki

While there is a view in the study of Song history that the Song period was an age of absolute monarchy under which the emperors made final decisions on the basis of the highly developed centralized bureaucracy, there is a contrasting view that the period was one in which the chancellor's power was strengthened on account of the successive emergence of increasingly authoritarian chancellors since the late Northern Song period. These two conceptions differ in that the former pays attention to macroscopic political changes, whereas the latter tries to conceive political changes from a more microscopic viewpoint. In an attempt to show one way to interpret those two conceptions in coherent fashion, this paper analyzes changes in political space during the Northern and Southern Song dynasties, specifically changes in the relationship between the emperor and bureaucrats as well as changes in the method of policy making deeply related to imperial power, primarily on the basis of the historical source known as the *Yingzhaofengshi* 應詔封事 of Wei Liaoweng 魏了翁. What follows is the result of this analysis.

In the *Yingzhaofengshi*, Wei Liaoweng conceived political changes in the Song period as follows. He construed the development from the New Policies (*xin fa*) Reform during the Xi Ning and Yuán Feng periods of the Northern Song to the period of authoritarian chancellors — Qin Hui, Han Tuozhou, and Shi Miyuan — of the Southern Song as a period of major changes. He characterized those changes by the concentration of power in particular chancellors or a particular office related to the chancellors and a corresponding weakening of functions such as Attendant 侍

從, Censorate and Remonstrance Bureau 臺諫, Classics Colloquium 經筵, Proclamation Drafting 制誥, and Following good advice 聽言; these changes resulted in the weaker structural tie between the emperor and bureaucrats. In other words, the reduction of the space, which the emperor was involved with, led to the government of authoritarian chancellors of Southern Song.

It was changes in the Imperial Council in which those major changes were manifested straightforwardly. The method of *fenbanzoushi* 分班奏事, under which bureaucrats were divided into several groups to report to the emperor, was designed to let the emperor hear opinions of many different bureaucrats. The method of *hebanzoushi* 合班奏事, established by the Yuán Feng reform, under which a single group of bureaucrats (The Three Departments and the Bureau of Military Affairs 三省樞密院) reported to the emperor, led to the exclusion of other bureaucrats and the reinforcement of the link between the emperor and the chancellor, in particular, the relationship between the emperor and a particular chancellor. In precisely the same period, in the late Northern Song the method of “The Imperial Edict from the Emperor Himself” 御筆手詔 started to develop as a method of policy making through the exchange of letters between the emperor and his ministers. The method of “The Imperial Edict from the Emperor Himself” changed the traditional paperwork processing led by Three Departments and Six Ministries into decision-making between the emperor and his ministers.

Based on the above characterization, a cogent attempt at an interpretation of the two opposing views given at the outset, i. e. the Song Dynasty as an absolute monarchy and the strengthening of the chancellor's power, can be described as follows. From a macroscopic viewpoint of the political system, there was no change in the upper level of the system of absolute monarchy throughout the Northern and Southern Song periods although there was a transition in the lower levels of the political system from the centralized “Kaifeng System” of the Northern Song to the decentralized “Hangzhou System” of the Southern Song. On the other hand, from a microscopic viewpoint, changes occurred in the relationship between the emperor and bureaucrats or the method of policy making involved with imperial power, causing some parts of absolute monarchy to become dysfunctional and to bring about the monopolization of power by a powerful chancellor.